

平成29年度 第1回岐阜県消費生活安定審議会 議事録  
(岐阜県消費者教育推進地域協議会)

日時：平成29年7月21日（金）  
13:30～15:00  
場所：OKBふれあい会館409特別会議室

○出席委員名

市橋 信子 (岐阜県立岐阜各務野高等学校学校長)  
大藪 千穂 (岐阜大学教育学部教授)  
長瀬 秀子 (関市立安桜小学校校長)  
箕浦 由美子 (岐阜新聞社生活文化部長)  
三輪 聖子 (岐阜女子大学家政学部教授)  
高坂 茂 (全国農業協同組合連合会岐阜県本部生活部長)  
林 幸治 (岐阜県卸売市場連合会会長)  
深尾 浩美 (岐阜商工会議所総務部部長)  
宮川 人士 (岐阜県金融広報委員会幹事)  
渡辺 和俊 (岐阜県電器商業組合副理事長)  
河原 洋之 (全岐阜県生活協同組合連合会専務理事)  
中野 純子 (公募委員)  
野村 昭子 (岐阜県生活学校連絡協議会副会長)  
花井 泰子 (消費者ネットワーク岐阜代表)  
別宮 理恵 (日本労働組合総連合会岐阜県連合会岐阜地域協議会事務局長)  
三輪 やよい (岐阜県地域女性団体協議会理事)

計 16 名

○議題

- (1) 消費生活相談状況報告 (平成28年度)
- (2) 消費者施策実施状況報告 (平成28年度・平成29年度)
- (3) 消費者教育支援専門委員会委員の指名について

○会議録 (概要)

事務局	(開会あいさつ)
会長	議事録署名人に三輪聖子委員、中野委員を指名。
事務局	議題 (1) 消費生活相談状況報告 (平成28年度) (資料に基づき説明)
会長	「放送・コンテンツ」というのが分かりにくい表現かなと思うのですが、こちらは決まった言葉なのでですね。

	<p>4頁「契約購入金額別相談件数」について2つ教えていただきたいです。</p> <p>1つ目に、5000万円以上や1億円以上の高額な契約が増えていますが、どのような契約がこれほどの金額になるのでしょうか。</p> <p>2つ目に、「その他・不明」の件数が7000件と多いですが、これらは相談を受ける際に金額を聞かなかったのでしょうか。</p>
事務局	<p>1点目の契約金額の高い相談事例が何かという質問について、住宅の購入や賃貸アパート経営等、住宅関係が高額になります。例えば、業者から「アパートを運営してみないか」という勧誘を受けて契約したが当初の話のとおりうまくいかないから解除したいというものですと、アパート1棟に係る契約になりますので、億を超えます。</p> <p>また、住宅を購入したはいいが、いざ入居してみると居心地が悪く、シックハウス症候群ではないかという相談事例ですと、数千万円単位になります。</p> <p>2つ目について、相談員が電話をする中でできるだけ金額を聞くようにしていますが、やり取りの中で金額まで聞けない例もあります。また、「こういうことがあったのだが、どう解決すればよいか」と方向性のみ話して相談が終了するという例もあります。そのため、すべての相談案件の中で金額はつかめていないのが正直なところです。</p>
会長	<p>7,000件は結構多い気がしますので、できれば毎回金額まで聞けるとよいと思います。</p>
事務局	<p>お尋ねする原則になっていますので、そのように努めて参りますが、お答えいただけない場合もあります。</p> <p>最初に分かりにくいというご指摘があった「放送・コンテンツ等」という分類につきまして、件数としては2528件ですが、内訳を見ますとそのほとんどが「デジタルコンテンツ」ということでアダルト情報サイトに関するもので879件あります。内容が特定できないサイトの利用料に関する相談もデジタルコンテンツに分類しており、こちらは747件です。</p> <p>放送関係では公共放送の受信料に関するご相談が96件ありましたが、ほとんどがデジタルコンテンツ関係のものであり、アダルト情報サイトのワンクリックのようなものが多くを占めているという状況です。</p>
委員	<p>さきほどの金額のことにに関して、相談員をやっている観点から説明させていただきたいです。</p> <p>不当請求や架空請求は金額が書いていないので、すぐに連絡しろというはがきやメールが来た場合は金額がいくらか分からない場合があります。そういったものは金額を言えないので、ご理解いただきたいです。</p>
会長	<p>以前は1億円超えるケースがあまりなく、1億円以上が入ることで平均契約金額が上がってきたと感じます。それを除けば去年とそれほど変わらないという気がします。</p>
委員	<p>放送コンテンツの相談件数に関して、1日当たり10件ほどという説明がありましたか。あまりにも多いので、それほど多いのかなと思いました。</p>

事務局	<p>県の窓口寄せられる相談件数は年間で5400件ほどあり、それを単純に窓口の稼働日数で割っても1日当たり20件は超えます。</p> <p>その中でもアダルトサイトのワンクリック請求に関する相談は半数近くあるのが現状です。</p>
会長	<p>65歳以上は人口自体が多いので相談件数が多いという話がありましたが、反対に言うと、人口比率からすると若年層の相談件数が増えてきているということはあるのでしょうか。</p>
事務局	<p>若年層の経年比較をしたことがないので何とも言えませんが、若い方の場合、本人だけでなく保護者からの相談も多数あります。その場合、統計上は契約者の年齢で分類していますので、保護者からの相談があっても若年層からのものとして分類しています。</p>
事務局	<p>議題（2）消費者施策実施状況報告（平成28年度・平成29年度） （資料に基づき説明）</p>
委員	<p>5頁右側の「市町村における相談体制一覧」について、全ての市町村に専任相談員の相談窓口ができたが、月2回などというところもあるという説明でした。これは仕方ないと思いますが、今後少しでも回数や曜日を増やしていくための具体的な施策や県の考え方はありますか。</p>
事務局	<p>日数を増やしていくために今後各市町村に働きかけを行っていきますし、補助金を使っていただくなどして日数を増やす方向で、市町村が集まる会議で周知を図るなどして推進していきたいと思えます。</p>
委員	<p>ぜひ努力していただきたいと思えます。毎年このような形で報告していただけますか。</p>
事務局	<p>はい。報告させていただきます。</p>
会長	<p>今年は、去年頑張って作っていただいたモデル校が大きな目玉であると思えます。もう実際に動き出しているということですが、小中高の研究授業を、例えば審議会メンバーや消費者教育関係者に公開していただけるとありがたいです。研究授業はどこまでの範囲への公開でしょうか。学校関係者のみへの公開なのか、それとも他の人も見に行けるのでしょうか。ぜひ閉じないでほしいと思えます。モデル校について学びたいということや、審議会の委員がモデル校の授業を見に行きたいということもあると思えます。金融広報委員会ですと、県の方が何度も行って、県からも派遣があったり講師として行ったり、最後の公開授業やシンポジウムでも関わっています。そのあたりに関して、学校とどのくらい連携できているのでしょうか。</p>
事務局	<p>今年から始まった事業ということで、各学校を訪問して詳しい内容を聞き取ること</p>

	<p>ができていないのが現状です。しかし、揖斐高校と岐阜盲学校につきましては、出前講座の際にお伺いして実施状況を確認しました。小・中学校の公開授業への参加については相談をしていますが、岐阜市教育委員会を通じて事業を進めていますので、進め方や公開授業に関して岐阜市教育委員会と相談していきたいと思っています。</p>
会長	<p>先生方は、モデル校については何かご存知でしょうか。</p>
委員	<p>資料をいただいて「揖斐高校に決まったのか」というレベルでした。地区としては高齢化率が高いところですし私も勤務したことがございますが、高校生がリーダーシップをとって地区の中で何か活動できるという方向性もあるのかなと思います。揖斐高校は地域との交流ということで様々な実践事業をやっていきますので、その中で消費者教育を載せていくと、地区内のレベルが上がるのが期待できるのではないかと思います、大変興味を持って見ていました。あとは、小学校から中学校へという連携がとても大きいと思いますので、よい組み合わせだと思います。</p>
委員	<p>モデル校については把握していませんでしたが、昨年度東海北陸岐阜大会小学校家庭科研究会の大会において、長良西小学校を会長に学習指導要領の領域D「消費者教育」について講評しました。この領域Dについては、大藪先生に一昨年度小学校家庭科研究会の夏期ゼミナールで講演いただくなど力を入れています。領域Dの講評については、国の筒井調査官からも高い評価をいただいています。</p> <p>これを小学校家庭科だけで終わらずに中学校にも繋げながらやっていきたいと思っていますので、とても良い学校を指定していただきましたし、これを去年で終わることなく脈々と続きながら、小学校家庭科研究会も、モデル校を加味しながら全県下に広げていけるような動きを取れたらよいと思います、ありがたく思っています。</p>
会長	<p>せっかく審議会の先生方もいらっしゃいますので、こういうところが決まったとか、今こういうふうに進んでいるという情報を共有できたらと思います。</p> <p>もう一つ、長良西小学校と長良中学校は学校支援課が進めてくださいましたが、以前は学校支援課がオブザーバーとして審議会に来ていらっしゃいました。</p> <p>モデル校でこういうことが起こりますとか、公開してほしい等のお話する際に立ち会ってもらえるとありがたいので、ぜひ参加してもらえるように動いてもらいたいと思います。</p>
事務局	<p>教育委員会に相談しまして、ご都合が合えばご参加いただくよう調整します。</p>
委員	<p>過去に、「おっと！落とし穴」が各学校に配布されたものの物理的に生徒の手に届いていないという話を聞いたことがあります。小学生向けのガイドブックについて、11月に発送されるとのことですが、物理的に生徒の手元に届くことは可能なのでしょうか。</p>
事務局	<p>11月に各学校に配布しますので、11月中に6年生に届くことを予定しております。</p>

会長	県内の6年生全員にですか。
事務局	はい、全員に配ります。
会長	小学校は初めての試みですので、どこでどのように使うという活用方法まで提示してもらいたいと思います。よく埋もれるという話を聞きますが、もったいないと思いますので、気を付けていただきたいと思います。
委員	<p>高校生向けの「おっと！落とし穴」は、年度末の3月に発送してもらっており、新年度入った1年生に使うことが多いです。県内の80%の1年生は、2単位の「家庭基礎」という科目の5つの分野の一つが消費者教育ですので、その中で活用しているはずです。</p> <p>また、2年生までかけてとか、商業科では3年生に家庭科がありますので、卒業と同時に持って出なさいというところも見たことがあります。一度家庭科部会に確認してみたいと思います。</p>
委員	<p>学校現場には様々な機関から数多くのリーフレット・資料等が配布されていますので、配るだけでも大変な場合があります。その中で、単に「配布してください」という文書ですと、どれだけ活用できるのか疑問に思うところがあります。</p> <p>小学校家庭科では32年度の新学習指導要領に向けて改訂が進んでいますが、その中で、売買契約の基礎を小学校家庭科において学ぶことが明記されます。ですので、配布いただく際に「家庭科でご活用ください」「どこの授業で配布してください」など具体的な教科名を記載してもらえると、利用できる可能性がぐっと高まると思いますので、ぜひそのようにしていただきたいと思います。</p>
事務局	小学生向けガイドブックは、学校支援課や学校安全課と調整をしながら進めており、最終的には両課監修として配布したいと考えています。今おっしゃったとおり、具体的にこういった教科のこういったところで使ってほしいという文書をお配りする形で調整していきたいと思います。
委員	6年生に配布するという話ですが、小学校の家庭科は5、6年生の2年間ありますので、5年生に配って2年間使ってもらう方がより有効に使えるのではないのでしょうか。
会長	ガイドブックは構成が2つに分かれていて、消費生活は家庭科に関する部分で、防犯交通は総合学習等で扱う部分だと思います。「防犯活動と家庭科ではここを使ってください」という紙を付けて5年生に配布するようにするなどの工夫していただけたらと思います。
事務局	当初の予定では、最上級生である6年生に使ってもらいつつ、それを持って中学生になってもらえるようにと考えて6年生を対象としましたが、また検討したいと思います。
委員	6頁、30年以降の推進体制のところは消費者ネットワークを明記してもらってうれしく思います。

	<p>2 頁、3 つ目の柱「多種多様な団体とのネットワーク構築」について、2 9 年度に取り組む「市町村による高齢者防止推進モデル事業」の中で、消費者ネットワークが作成した訪問販売お断りステッカーをぜひ利用してもらいたいと思います。高齢者の被害が全体の4分の1を占め、かつ訪問販売が多いということですが、訪問販売の未然防止にステッカーが効果的であると実証されています。実証できる地域をご紹介いただいたりご協力をいただいたりすることで県の政策が進んでいくのではないかと思います。電話勧誘においては、通話録音装置等で未然防止ができるのではないかと思います。</p>
委員	<p>高齢者もこういったトラブルに引っかかってしまいます。ぜひ高齢者向けガイドブックを配布したいのですが、老人クラブなどでいただけないでしょうか。</p>
事務局	<p>高齢者の各家庭を交通安全指導員が訪問して直接手渡しする、若しくは、社会福祉協議会等での出前講座で配布することを想定しています。</p>
委員	<p>ぜひお願いします。引っかからないようにとは思っていますが、甘い電話がかかってくるとどうなるか分かりませんので、よろしくお願いします。</p>
会長	<p>ただ単に配るだけではなく、配る際にそれを使った出前講座等があった方が効果的に使えるのではないかと思います。</p> <p>1 つ高校の先生にお尋ねしたいのですが、「おっと！落とし穴」が改訂されたことに対する反響や評価を聞いていますか。</p>
委員	<p>さきほど家庭科には5つの分野があるというお話をしましたが、5つの分野について県内5地区が研究活動をやっています。その中で消費者教育に取り組んでいる地域がありまして、そこで成果を聞けるとよいと思いますので、声掛けをしてみたいと思います。</p>
会長	<p>ぜひモデル校等で使っていただいて、このように使えるよということもやっていただきたいと思います。</p> <p>「おっと！落とし穴」は長い間発行されており、全国的にも有名で好評を得ています。高校1年生全員に配布できる点が良く、これを持って卒業する方も多いという話を聞いています。</p>
委員	<p>保護者目線でお話ししたいと思います。</p> <p>大人になって役立つものが配られていますが、すべての配布物が子どもで止まってしまっています。保護者が世の中の仕組みについていけない現実があると思いますので、PTAも活用しながら「このようなものを配布しました」「このような学習をしています」ということを親子で共有できるような形ができればよいと思います。モデル校であればなおさらPTAのお力を借りることができると思いますので、こういったものがありますということを家庭環境の中で共有し、保護者も使ってもらえると、より伝わりやすくなると思います。</p>
会長	<p>金融広報委員会ではPTA対象の講演会がありますが、モデル校でもとり入れてもらえるといいなと思います。</p>

	<p>また、商工会議所など働いている方に配布物が届くとよいと思います。学校を卒業してしまうと高齢者までこういった教育がなくなってしまうという点について、何かご意見はありますか。</p>
委員	<p>一般の方向けの講習会をいろいろ実施していますが、ほとんど事業者向けが中心であり、消費者向けはほとんどありません。</p> <p>県や市から補助金をいただいているものが中心であり、たまに自治体から依頼を受けて配布物を配ることがありますが、基本的にはありません。</p> <p>以前事務所に「あなたの会社にこれだけ融資ができます」というFAXが来たことがありました。商工会議所はこのような団体であり引がかかることはありませんが、おそらく一般企業に無作為に送られてきており、これに引がかかる方もあるのだということをしみじみ実感しました。おそらく取捨選択せずに電話番号で送ってくるものであると思いますが、一般家庭もそうですし、私たちの計り知れないところで、ものすごい勢いでこういったものが進んでいることを実感した次第です。</p>
事務局	<p>ガイドブックは高校生向け以外にも、社会人1年目や大学1年生のガイダンスで使ってもらえる教材もありますので、依頼があれば必要に応じて配布しています。</p>
会長	<p>以前、県が商工会議所等に出前講座に行き、事業所の方たちに対し「今こんな事例があるので会社内で共有してくださいね」というような成人用の消費者教育をやってはどうかと提案していたところです。ぜひ県からもすすめてもらいたいと思います。</p>
委員	<p>多くの事業者団体は新入社員向けセミナーを毎年やっていますが、その中でやってもらうのがよいのではないかと思います。依頼があれば担当にお話ししますので、一つのツールとしてお使いいただけるのではないかと思います。</p>
事務局	<p>現在県では出前講座を年132回開催していますが、高齢者向けが多いです。学校から依頼があれば講演や寸劇を交えた講座を実施しますし、同様に企業の研修の場においても依頼があれば出前講座で対応可能ですので、引き続き対応させていただきます。</p>
会長	<p>関係する委員の方は、機会があれば声掛けをしていただければと思います。</p> <p>新聞社としては、消費者教育に関する記事は定期的にあるのでしょうか。</p>
委員	<p>一般の方に便りを届けるという役割で言うと、毎月センターにご寄稿いただいております。新しい様々な情報を取り入れるようにしています。</p> <p>より届けやすくなるように新聞社としても取り組んでいきたいと思っています。</p>
会長	<p>今NHKで毎朝やっている番組が面白いので、ぜひ岐阜放送でもやっていただければと思います。</p> <p>最近だと還付金がまた出てきているという話がありますが、そういった情報も提供していただけるとありがたいと思います。</p>

委員	<p>2 頁について、下線が引いてある部分はその後詳しい説明がされていますが、今年の重点事項は下線が引いてある部分のみでしょうか。</p> <p>高齢者の消費者被害の防止や見守りは重要だと思いますが、説明がなかったため、お聞きしました。</p>
事務局	<p>2 頁に記載しているものはすべて重要事項ですが、その中で具体的な動きがあったものに関して別紙で詳しくご説明しました。</p> <p>もちろんおっしゃる通り高齢者向けの対策は非常に重要であると認識していますし、高齢消費者被害防止推進モデル事業、見守りネットワークの構築につきましても、県の最重要課題という認識のもと進めていきたいと思っています。</p>
会長	<p>2 点お伺いします。</p> <p>1 つ目に、キャラバン隊についてです。幼児向けの消費者教育は新しい点だと思いますが、キャラバン隊が幼稚園や保育園側からどのような評価をされているのか教えていただきたいです。</p> <p>もう一つ、5 頁の相談員の資格取得支援講座について、定員及び実際の登録人数はどれほどなのか、その人が実際相談員になりそうなどころまでいつているのか、分かれば教えてほしいです。</p>
事務局	<p>1 点目のキャラバン隊につきまして、先月実際見に行きましたが、お子さん向けであることに加え、保育士の先生や保護者の方もいらっしゃいますので、幅広い方々向けに研修を行うものです。</p> <p>単に幼児向けにお買いもの教室を実施するという訳ではなく、幼児教育を支える方々、保護者の方々向けにも幅広く行っているものということで、非常に意義のある活動であると考えています。</p> <p>2 点目の資格取得支援講座の受講状況につきまして、座学コースは定員 30 名に対し実際は 8 名、通信コースは 20 名に対し 15 名、直前コースは定員 70 名に対し 35 名です。若干少ないですが、資格を取得していただけるよう支援しています。</p> <p>5 頁左上の概要欄に記載している「消費生活相談員の就業希望者名簿」には現時点で 37 名が登録しています。資格を取得された方々が名簿に登載して相談員として活躍いただけるように進めていきます。</p>
会長	<p>合格はしていらっしゃるのですか。</p>
事務局	<p>昨年度は数名が合格しました。</p> <p>今年度は講座を 6 月、7 月、8 月、9 月に開催し、試験が 10 月、合格発表が 12 月頃であり、そこで名簿に登載していただくというスケジュールとなっています。</p>
会長	<p>試験を受けることが、講座を受ける条件になっているのでしょうか。</p>
事務局	<p>はい、そうです。</p>
会長	<p>キャラバン隊について、幼稚園、保育園側はどういった評価をしていますか。</p>
事務局	<p>実際幼稚園に伺った際幼稚園の方にお話を聞きましたが、非常に意義のある活動で</p>



	<p>あるとの声をいただきました。</p> <p>また、毎年80回の定数いっぱいまで応募がありますので、幼稚園や保育園の方々に喜ばれているのではないかと思います。</p>
会長	<p>実施業者を選ぶ際、県が求める幼児向け消費者教育の視点が網羅されているかを見て選んでいると思いますが、ただやったというだけではなくて、結果としてそれらが実施されていたのか、何が足りないのか、今後の改善点分かるシート等を作ってもらいたいと思います。</p>
事務局	<p>実施後にアンケートを取って分析していますが、ご指摘いただいた点についても今後分析して報告していきたいと思います。</p>
会長	<p>モデル校事業がどうなっていくのかとても関心があります。モデルケースを展開、蓄積しブラッシュアップするだけでなく、いろんなところがいろんなものを出してくるというふうにしていただきたいと思いますので、このあたりをうまく活用することが重要になってくると思います。</p>
事務局	<p>議題（3）消費者教育支援専門委員会委員の指名について （資料に基づき説明）</p>
会長	<p>今の説明に対して何かご質問ございますか。消費者教育支援専門委員会についてお諮りします。原案どおり指名してよろしいでしょうか。</p> <p>（異議なし）</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは原案のとおり指名することといたします。</p> <p>それでは本日の議事すべて終了ということとなりました。</p> <p>最後にせっかくの機会ですので、委員の皆様から何かコメントがございましたらどうぞ。</p>
委員	<p>消費者契約法が今年の6月に改正されました。消費者の安心・安全を考えないといけません、私ども事業者としては、逆の目線で、「こういうことをすると法律に触れる」「こういうことはすべきでない」等、事業者側が注意することについての出前講座のようなものをしていただける機会はあるのでしょうか。</p> <p>なければ作っていただきたいです。</p> <p>消費者目線もちろん大事ですが、消費者をガードする意味としても事業者が学ぶ機会を設けていただきたいです。</p>
事務局	<p>現在県の出前講座の中に景品表示法等事業者向けのものもありますので、依頼があれば開催する準備はあります。事業者指導の立場からも、今後は待ちの姿勢ではなく、いろいろな団体と協力しながら講座開催をお願いしていくことも必要であると思います。</p> <p>その他、他部局との連携で言いますと、特に問題の多い食品表示に関しては、食品表示等総合講習会を例年岐阜、東濃、飛騨で計3回開催しています。食品製造者や</p>

	<p>小売りの方が集まって、表示に関する法令、例えば景品表示表、食品表示法、医薬品・医療機器等法、健康増進法、米トレーサビリティ法等についてまとめた講習となっています。</p>
委員	<p>J Aグループの組合員は年々高齢化に歯止めがきかない状況です。各支店に出向き、担当者に様々な金融の話、教材の話聞くことが多いですが、その中で、困りごとに対して何かのアドバイスをすることが頼りにされる仕事であると思っています。</p> <p>そういった意味では、暮らしの中の困りごとの最重要課題であると思いますし、J Aグループの組合員が対象ということもありますので、職員が支店を回る際やさまざまなイベントにおいて説明機会やブースを設けていくことも我々の責務であると感じました。</p>
会長	<p>イベントを開催するときに県等がブースを出すこともひとつかなと思います。</p>
委員	<p>私は労働組合の連合からの委員として参加しています。</p> <p>感じたのは、職場に入ってしまうと、こういった情報はなかなか入らないということです。2、3年前に消費者関係の方をお呼びして学習会を開きましたが、国への窓口や役員までしか情報が届いていません。窓口で働いている人について、携帯で通勤電車や、職場の空き時間にインターネットを使っている時にトラブルに遭うという例もよく耳にします。</p> <p>働き出すと、トラブルに遭わないとこういったところに出向きませんし、チラシを見ても「自分は大丈夫だ」と流れてしまう部分がありますので、啓発は必要だと思います。</p> <p>また、労働組合は職場の中で相談をする際の一番の窓口になってくると思いますので、こういったところにいかに浸透させていくかが私たちの課題かなと思いました。また、こういった学習の機会や啓発グッズを上手に窓口を広めていき、何かあったときの一番の窓口になるように取り組めたらよいと思いました。</p>
委員	<p>金融機関でお金が集まる場所なので、「おっと！落とし穴」に書かれている場面について相談を受けることがたいへん多いです。例えば、窓口に残したい資料がありましたら、送っていただければ置きますし、待ち時間に読んでいただいてもよいと思います。金融機関の窓口を使っていただけたらと思います。</p>
委員	<p>今日が初めての出席であり、消費生活安定審議会について、よくわからないまま出席しました。私ども県の市場連合会は岐阜に中央市場が、地方では大垣、高山、関、美濃加茂には県の公設市場があり、下呂や中津川等主だった都市に市場があります。卸売であり消費者の方との直接の接点がなかなかないので、我々の業界ではどのような接点があるかを考えてながらお話を聞いていました。</p> <p>ただ、水産物あるいは青果物という食を扱っていますので、当然消費者に対しては、安全な商品をお渡ししないとイケないという重大な責務があると感じています。幸い、食の問題についてトラブルがあるというお話は今回出ませんでした。それらの点は気を付けていきたいと思っています。</p>
会長	<p>皆様にご協力いただきまして、ありがとうございました。進行を事務局にお返しし</p>

事務局	<p>ます。</p> <p>会長ありがとうございました。</p> <p>また各委員の皆様におかれましても積極的なご意見ありがとうございました。</p> <p>これで、本日の審議会を終了します。どうもありがとうございました。</p>
-----	---